

条 例

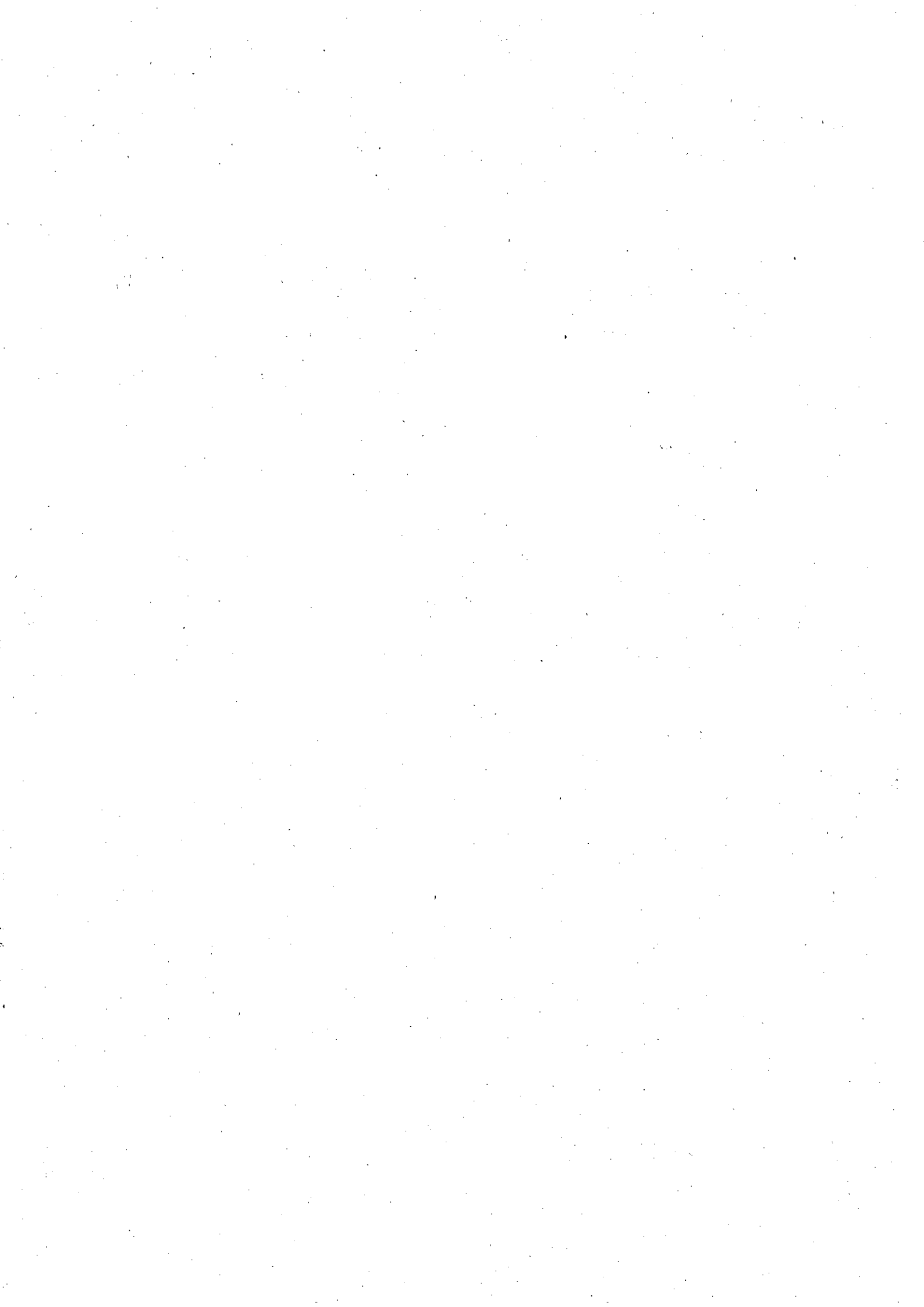
「千曲衛生施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び千曲衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和4年3月18日

千曲衛生施設組合長

小川 修一

千曲衛生施設組条例第1号



千曲衛生施設組合職員の給与に関する条例及び千曲衛生施設組合
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(千曲衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千曲衛生施設組合の職員の給与に関する条例(昭和35年千曲衛生施設組合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第2項中「同項」を「同項各号列記以外の部分」に、「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(千曲衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 千曲衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年千曲衛生施設組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の千曲衛生施設組合職員の給与に関する条例第29条第1項(同条第2項又は第2条の規定による改正後の千曲衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び千曲衛生施設組合職員の給与に関する条例(以下この条において「給与条例」という。)第29条第3項から第5項まで若しくは第37条第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 給与条例第7条第2項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

（組合長への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。